

# 受動喫煙防止対策助成金のご案内

顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している飲食店、旅館等についても、労働者の健康の確保等のために喫煙室の設置等の受動喫煙防止対策の取組みを促進することが求められています。

## 1 受動喫煙による健康への悪影響について

喫煙により周囲に発生する煙の中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、特にヒトへの発がん性がある化学物質であるベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれています。この煙にさらされること(受動喫煙)により、喫煙しない方の健康にも悪影響を及ぼすことが示唆されています。

子どもへの影響も大!

- 慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇
- IARC(国際がん研究機関)は、発がん性分類において、受動喫煙(たばこの煙)をヒトへの発がん性ありと分類
- 乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因

## 2 受動喫煙防止対策の基本的な方向性

### 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」

### 厚生労働省健康局長通達「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日)

- 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙
- 全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進め、将来的には全面禁煙を目指す

## 3 今後の職場における安全衛生対策について「労働政策審議会建議(平成22年12月22日)」

飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、労働者の受動喫煙防止という観点からは、全面禁煙又は空間禁煙の措置をとることが適当とされています。

### 全面禁煙

建物や車両内全体を常に禁煙とすること。

### 空間分煙(喫煙室)

喫煙室でのみ喫煙を認め、喫煙室以外の屋内の場所を禁煙とすること。

喫煙室(喫煙のための専用の室)に向かう風速が0.2m/秒以上

しかしながら、顧客の喫煙に制約を加えることにより営業上の支障が生じ、全面禁煙や空間分煙の措置をとることが困難な場合には、当分の間、以下のとおり可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることも適当とされています。

### 労働者の受動喫煙の機会を低減する措置

粉じん濃度を  
0.15(mg/m<sup>3</sup>)以下

又は

n席の客席がある喫煙区域における  
1時間当たりの  
必要換気量: 70.3×n (m<sup>3</sup>/時間)

換気等による有害物質濃度の低減等の措置をとることとし、換気等を行う場合には、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準を達成すること。